

市作成刊行物等のペーパーレス化に向けた基本的な考え方について（案）

1 はじめに

西東京市では、令和4年2月に宣言した「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組の一環として「紙資源の削減」を第5次行財政改革アクションプランの実施項目に位置付け、庁内会議等のペーパーレス化や書類の電子化などに取り組んでいます。これらの取組に加え、市作成刊行物等のペーパーレス化に取り組むことで全庁的な紙資源の削減の加速を図ります。

2 基本的な考え方

第5次行財政改革推進大綱アクションプランに基づき、みらいにつなぐ持続可能な行財政運営（経常的経費の抑制）を可能としていくため、西東京市が作成する刊行物等については、原則として紙媒体は使用せず、ペーパーレス化（電子化）することを基本とします。

なお、ここでいう刊行物等とは、有償頒布、無償頒布を問わず、本市が作成（委託作成を含む）する冊子・チラシ・リーフレット等全般と定義します。ただし、以下のものは除きます。

- ・著作権等によりペーパーレス化に馴染まないもの
例）地図等
- ・災害時等の緊急性を要するもの
例）ハザードマップ等

3 ペーパーレス化（電子化）の視点

刊行物等を必要とする場合（新規作成を含む）には各課の事業毎の実情に応じて、廃止または必要性・有益性・配布対象などを考慮し発行部数の適正化に努めるものとします。見直しの視点は以下のとおりとします。

(1) 紙媒体の廃止

次に該当する刊行物等は、紙媒体の廃止を検討します。

- ①紙媒体を廃止とするもの
 - ・計画（方針含む）概要書
 - ・統計・調査報告に準ずるもの
 - ・会議録

- ②各課の事業毎の実情に応じて、廃止が可能なもの

(2) 配布先の精査

(1)で廃止に至らなかった刊行物等は配布先を精査します。

①庁内配布分の廃止

庁内配布用としていた冊子についてはペーパーレス化（電子化）とします。

②庁内配布以外の精査

(2)①を除く以下の配布分については必要部数を精査します。

- (ア) 市内公共施設並びに他自治体及び関係機関等への配布分
- (イ) 審議会、委員会その他の会議体への配布分
- (ウ) 児童・生徒等が学習に用いるための配布分
- (エ) デジタルデバイド対策（閲覧環境の格差是正、高齢者及び障害者等への支援など）に用いるための配布分
- (オ) 市民に広く周知するための配布分